

第 4 章

施策の展開方向

- 1 総合的な介護予防の推進…………… 63
- 2 地域におけるケアの推進 …………… 72
- 3 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進 …… 80
- 4 サービスの質の向上と情報提供 …………… 85
- 5 積極的な社会参加の促進と
安心のある暮らしづくり …………… 94

1 総合的な介護予防の推進

(1) 地域包括支援センターの創設

施策の方向

高齢者等が介護や支援を必要とする場合でも、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるように、生活機能の低下の早期発見や集中的な対応を図るとともに、高齢者一人ひとりの状態に応じた一貫した連続性のある支援や指導、包括的なケアマネジメントのもとでの介護保険サービスをはじめ、医療サービスやさまざまな生活支援サービス、ボランティアや地域住民などによるインフォーマルなサービスの提供、適切な相談等や情報の提供等を行う拠点として、「地域包括支援センター」を整備します。

市民ニーズ

- 気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること
- 適切なサービスが受けられること

施策のポイント

- 地域包括支援センターや在宅介護支援センターについて周知
- ケアマネジャーの資質の向上
- 支援や介護を必要とする人への連続した支援
- 高年福祉課、健康課、社会福祉協議会、医師会、介護サービス事業者、地域団体等との連携

施策・事業

① 地域包括支援センターの整備

- 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、介護予防事業のケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業の4つの事業を地域において一体的に

実施する役割を担う中核拠点として、在宅介護支援センターを転換する形で地域包括支援センターを設置します。

- 平成18年度は、日常生活圏域（中学校区）ごとに1か所設置し、本計画の目標年度である平成20年度には、在宅介護支援センターを転換し、5か所の設置を目指し、高齢者やその家族に対するより身近な地域での総合相談体制の充実を図ります。

② 地域包括支援センターの円滑な運営

- 地域包括支援センターの設置・運営に関しては、公平・中立性の確保、円滑かつ適正な運営を図るため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置します。
- 関係機関、関係各課の連携強化を進め、地域包括支援センターに情報の集約を図り、保健・福祉事業や地域支援事業、ボランティア活動等の一体的な提供や調整に活用します。
- 居宅介護支援事業所との連携を強化し、予防給付と介護給付の連続性を維持できるようにするとともに、生きがいデイサービスなどとの連携を図り、予防給付の効果の持続を図ります。

(2) 地域支援事業の推進

施策の方向

高齢期の生活の質の向上を目指し、すべての高齢者を対象に、介護予防に関する普及啓発等に取り組むとともに、要支援・要介護になるおそれのある虚弱高齢者（特定高齢者といいます。高齢者人口のおおむね5%で、平成18・19年度はその6～8割としています。）が、要支援・要介護状態にならないように、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもりやうつ予防などの地域支援事業を推進します。

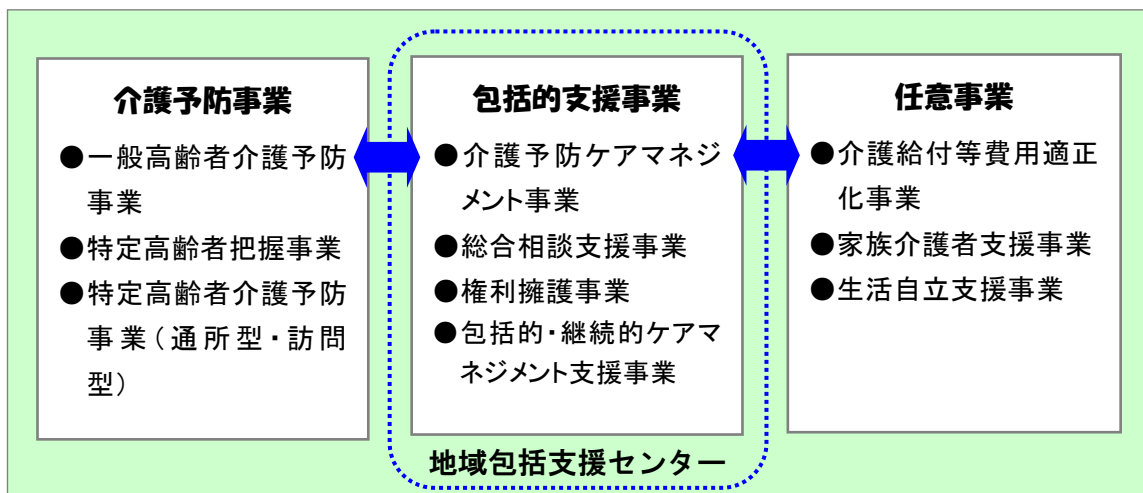
市民ニーズ

- 寝たきりへの不安や運動不足を感じる人が多い
- 要介護等認定の原因疾病は、生活習慣病や老化が多い
- 介護予防では、健康診査や筋力向上トレーニング、転倒骨折予防などの利用意向が高い
- ふれあい交流も兼ね、通年でのラジオ体操の実施や散歩のすすめ、草取りなどの実施
- 閉じこもりの防止・介護予防の推進、要援護高齢者の把握が必要

施策のポイント

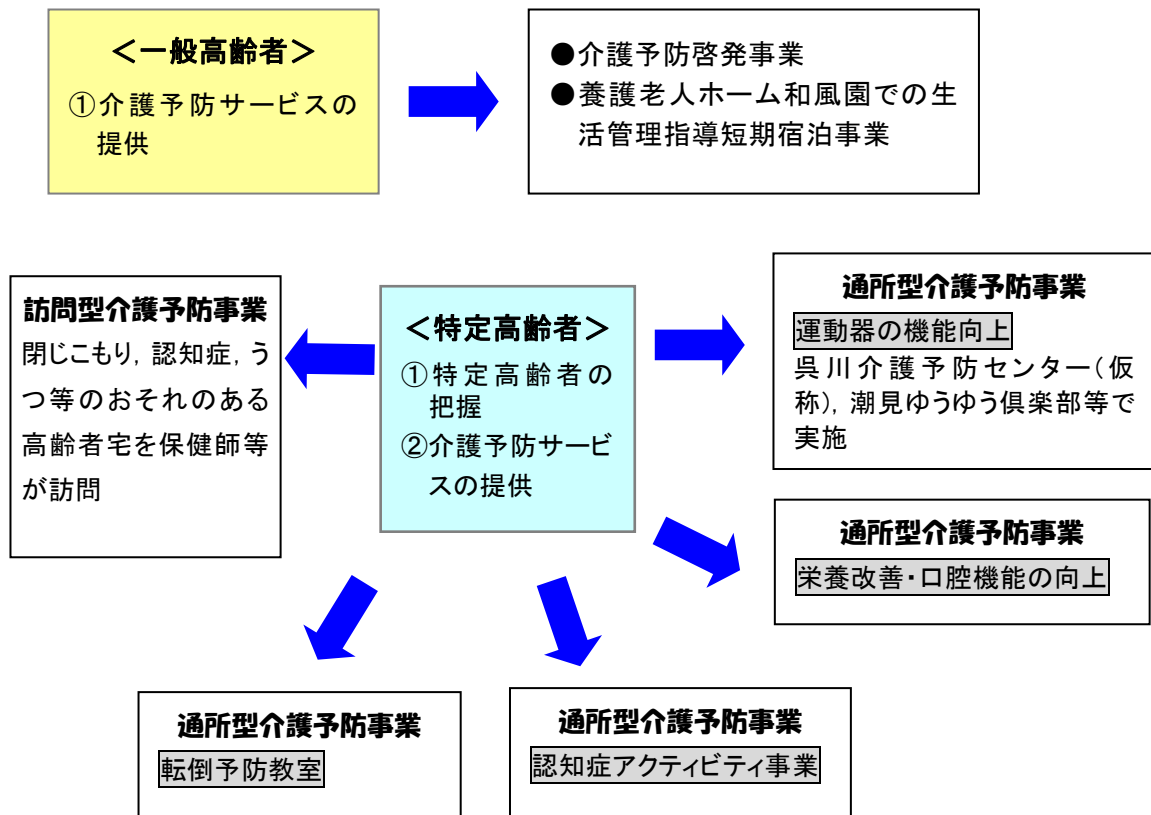
- 虚弱高齢者の減少と軽度者の悪化防止
- 介護予防対象者（特定高齢者）の把握
- 介護予防事業と効果的に連携した地域での介護予防の取り組み促進

■地域支援事業（財源は介護保険）の構造



施策・事業

■対象者別介護予防事業の内容



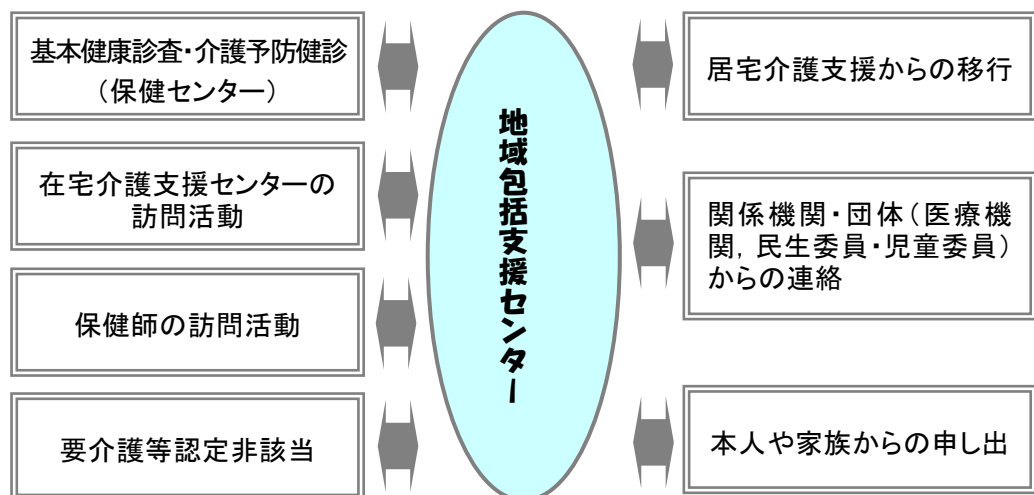
① 一般高齢者に対する介護予防サービスの提供

- すべての高齢者を対象に、健康教育や健康相談の場を活用して介護予防の普及啓発を行うとともに、介護予防の普及啓発を目的とした介護予防の啓発活動を、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが中心となって、各地域で展開します。
- 介護保険給付を受けていない人で、見守り等の生活支援が必要な高齢者及び基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立していないなどの社会適応が困難な高齢者に対して、日常生活上の世話や生活習慣等の指導を行い、高齢者の社会適応能力の向上を図る「生活管理指導短期宿泊事業」について、養護老人ホーム和風園において実施します。

② 特定高齢者に対する介護予防サービスの提供

- 特定高齢者を把握するため、介護予防健診を実施します。介護予防健診は、基本健康診査と合わせて「生活機能に関するチェック項目」を実施し、その活用により把握します。
- 民生委員・児童委員，福祉推進委員等関係団体や機関，高齢者本人，家族，地域住民等からの情報，要介護等認定における非該当になる人などを対象に意識啓発を行うとともに、「生活機能に関するチェック項目」を活用して特定高齢者等を把握します。「生活機能に関するチェック項目」は，健康教育や健康相談等あらゆる機会に活用していきます。

■特定高齢者の把握方法



- 高齢者本人が介護予防に主体的，自発的に取り組めるよう，事業の目的について啓発を行うとともに，一人ひとりの目標の明確化や状態の改善に向けた取り組みを推進します。
- 通所型の集団的プログラムによる事業を，個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施します。
- 訪問型介護予防事業として，閉じこもり，認知症，うつ等のおそれがある高齢者を対象に，保健師等が居宅を訪問して必要な相談・指導を実施します。地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプ

ランに基づき実施します。

③ サービスの評価

- 一般高齢者に対する介護予防事業については、より効果的な施策展開を行えるよう、各事業の実施主体と地域包括支援センターとが連携・協力し、事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価します。
- 特定高齢者に対する介護予防事業については、より効果的な施策展開を行えるよう、保健師を配置し、事業の参加状況や実施プロセス、効果等を毎年評価します。

④ 地域への支援

- 介護予防事業終了後も介護予防の効果を継続させるため、高齢者が主体的かつ継続的に参加ができるように、地域での取り組みの情報収集や提供を行うとともに、地域住民の主体的な介護予防活動の育成支援に努めます。

⑤ 包括的支援事業の推進

- 一人ひとりの状態等に応じた的確な介護予防サービスを提供するため、改善後も念頭において、介護予防事業や新予防給付、介護保険以外のインフォーマルなサービス等との継続性や整合性を図りながら、一貫した体系の下で介護予防ケアマネジメントを行います。
- 介護保険の認定申請や施設利用等介護保険サービスの相談や、介護保険以外の保健・医療・福祉サービス、ボランティア活動の利用等多様な相談に対応し、必要なサービスが適切に利用できるように支援します。
- 介護を要する状態であっても、人として誇りを持ち、適切なサービスが選択できるように、また、判断能力等が十分でない高齢者等の権利を擁護するため、福祉サービス等利用援助事業の利用や成年後見制度につないでいくなどの支援を行います。

- 一人ひとりの状態の変化に対応できるように、生活全体を勘案した包括的・継続的ケアマネジメントの実現を図ります。また、ケアマネジャーが個々では解決しきれない支援困難事例や苦情相談等に対応できるように、資質や専門性の向上を図るため、研修を充実するとともに、地域ケア会議の開催を進め、共通理解と対応の向上を図ります。

⑥ 任意事業の推進

- 適正なサービスの提供を図り、介護保険料の高騰を防ぐため、不正・不適正なサービスを未然に防止するとともに、サービス利用者に対する適正なサービス利用の方法について、介護給付費の通知を行う介護給付等費用適正化事業を進めます。
- 認知症になっても地域で安心して暮らせるように、認知症についての理解を深め、地域での見守りや虐待防止につないでいけるように、認知症高齢者見守り事業を新規事業として推進します。
- 介護家族の心身の負担や経済的負担の軽減を図るため、介護用品の支給、家族介護慰労事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業について実施します。
- 認知症高齢者等が自立した生活を営めるように、成年後見制度の利用を支援する成年後見制度等利用支援事業を実施します。ご自身や親族による申立てができない方について、市長が申立てを行い、また、申立て費用や成年後見人等への報酬の負担が困難な場合は、市が負担します。
- 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）等に居住する高齢者の生活面または健康面の不安に対応するため、生活援助員を派遣し、在宅生活を援助する高齢者住宅等安心確保事業を実施します。

(3) 新予防給付の推進

施策の方向

身体状況の悪化を防止する観点を一層進め、自立支援をより徹底するため、要支援1及び要支援2の軽度者を対象に身体機能の改善の可能性を見つけ、できるだけ本人の「している生活行為」の幅を広げていくことで、生活機能の向上を図ることを目標に、一人ひとりの状態にあったメニューを組み合わせた介護予防ケアプランを作成し、要介護2以上への状態の悪化防止を目指します。

また、新予防給付について定期的に給付効果の調査・検証を行い、対象者のおおむね1割程度（平成18年度は6％、平成19年度は8％）が要介護状態とならないことを目標とします。

さらに、要支援1及び要支援2の軽度者が生活機能の維持・向上や要介護状態の軽減、悪化の防止が図れるように、サービスの供給量の確保と質の向上を図ります。

施策・事業

① 対象者の選定

- 介護認定審査会において、現行の要介護状態区分に加えて、高齢者の「状態の維持・改善可能性」の観点を踏まえた基準に基づく審査を行い、その結果を踏まえて市が決定します。

② 介護予防ケアマネジメントの充実

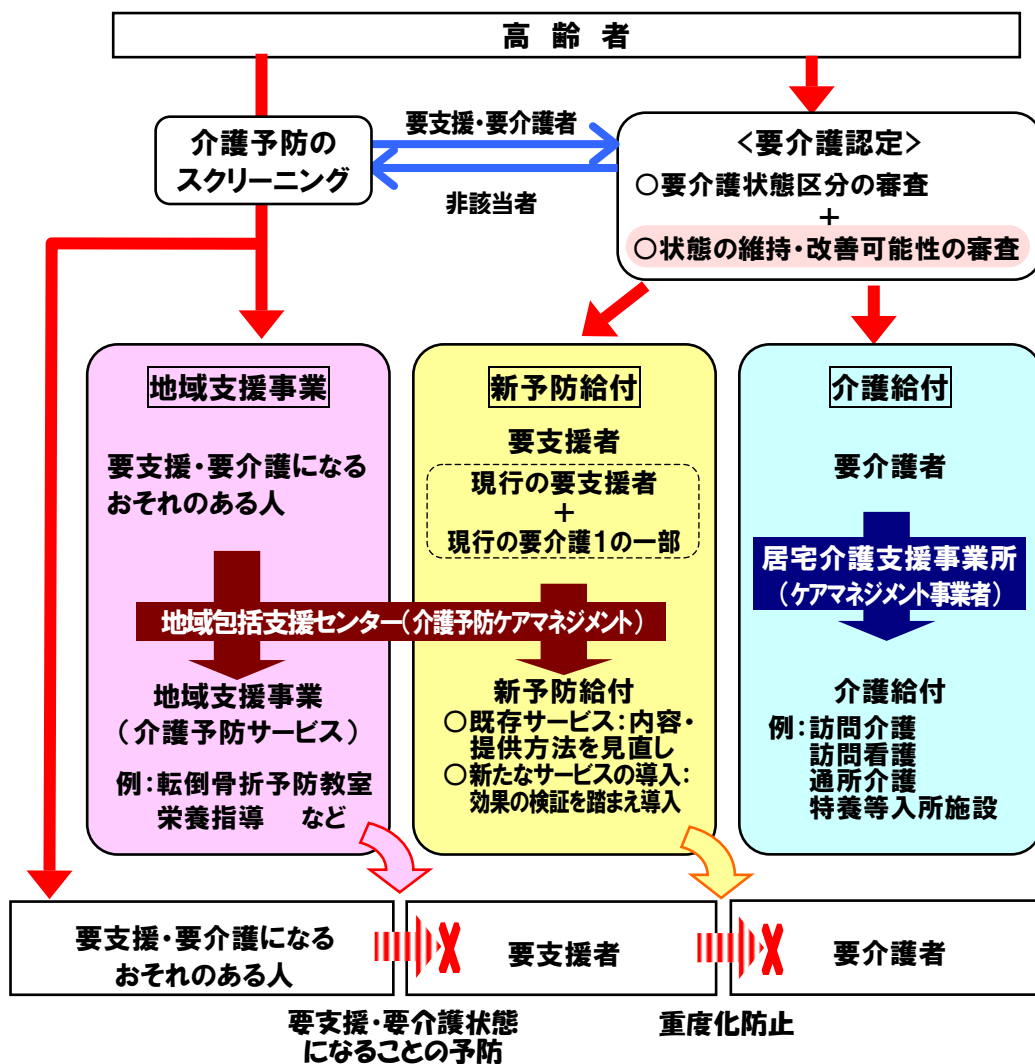
- 本人の生活機能の改善可能性を評価し、本人の意欲を高め、できることを増やしていくケアマネジメントのプロセスを強化します。また、明確な目標設定を行い、一定の期間後には当初の目的が達成されたかを評価する目標指向型のサービス提供を進めます。

- 利用者の状態とともに、要介護状態に至る直接的・間接的な原因にも着目し、介護予防のケアマネジメントを行います。新予防給付対象者の介護予防ケアマネジメントは、公平・中立の立場である地域包括支援センターが原則として介護予防ケアプランを作成します。

③ 新予防給付の提供

- できないことをケアで補うだけでなく、本人ができることを増やし、「している」を実現し、より自立度を高めるため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等新たな介護予防サービスの導入を進めます。
- 新予防給付の実施により、重度化を防止できた人を、平成18年度が6%、平成19年度が8%、平成20年度は10%と設定します。

■予防重視型システムへの転換（全体概要）



2 地域におけるケアの推進

(1) 地域密着型サービスの推進

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるように、身近な地域や居宅でサービスを受けられる在宅サービス基盤の整備を進め、地域密着型サービスの提供を図ります。地域密着型サービスは市がサービス提供事業者の指定を行い、市民のみが利用できるため、指定に際しては、市の状況を総合的に判断し、市の実情に即したものとなるように、「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、市民や学識経験者などの幅広い意見を取り入れていきます。また、地域密着型サービス事業者に対しては、必要に応じて指導・検査を実施するとともに、事業者の指定を更新制とし、良質なサービス提供の確保を図ります。

市民ニーズ

- 在宅での生活を継続するための支援では、中・重度者は24時間の対応と並んで小規模多機能型への希望が多い

施策のポイント

- 身近な地域での在宅生活継続のための基盤整備
- 増加が見込まれる認知症高齢者等が生活しやすい環境の整備

施策・事業

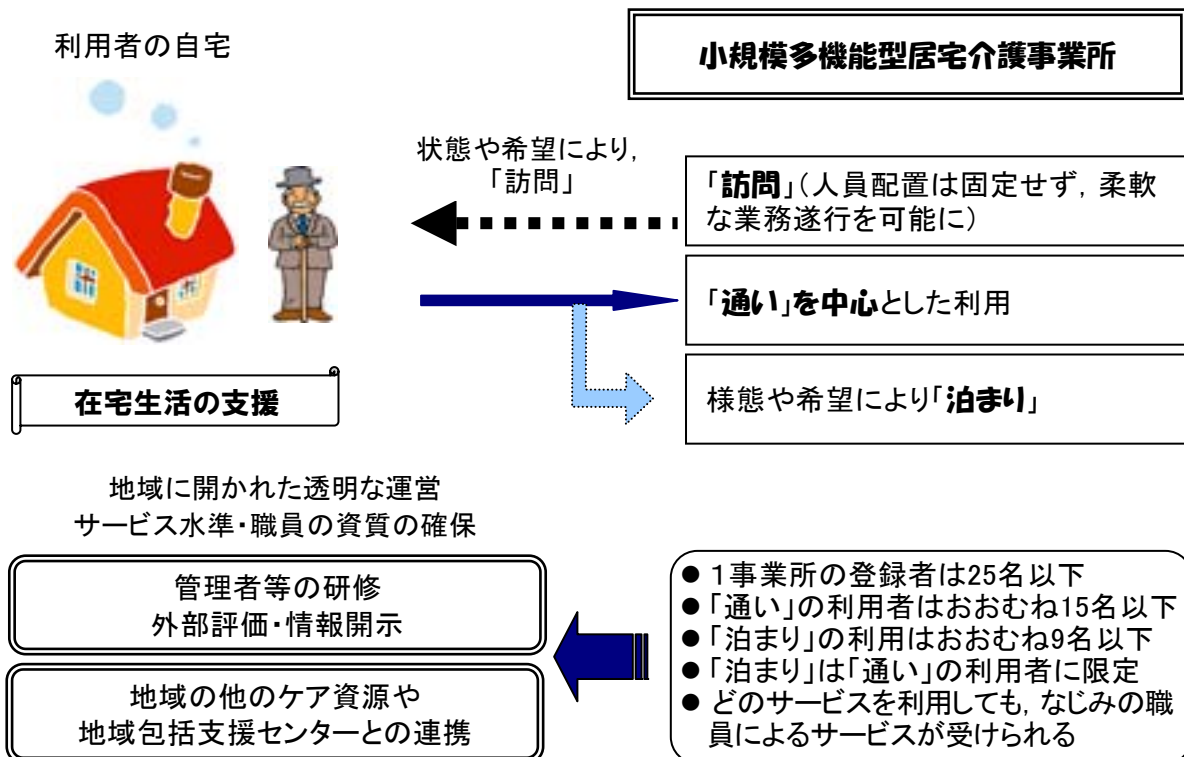
① 地域密着型サービス基盤の整備

- 地域密着型サービスの平成20年度の目標は、それぞれ次表のとおりです。

■地域密着型サービスの整備量

サービス名	内容	整備量
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供	平成20年度までに5か所
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者に対して、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図る	平成20年度までに8か所(16ユニット)
認知症対応型デイサービス	認知症高齢者に対して、介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供	平成20年度までに7か所(定員:70人)
地域密着型介護専用型特定施設	在宅での介護が困難な人の利用を支援するため、定員29人以下の特定施設	平成20年度までに1か所(定員:20人)
夜間対応型訪問介護	在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供	人口20～30万人規模の都市部で実施するサービス
地域密着型介護老人福祉施設	定員29人以下の小規模の介護老人福祉施設	第4期介護保険事業計画で予定

■小規模多機能型居宅介護



(2) 地域ケア体制の充実

施策の方向

介護や支援を必要とする高齢者を地域で支え、生活全般にわたる支援を総合的・継続的に行うため、地域包括支援センターを核として、在宅介護支援センター、保健センター、福祉公社、社会福祉協議会、医療関係者、介護保険関係者、司法関係者等が連携し、情報の共有化を図るとともに、本人に合ったケアマネジメントを行い、適切なサービスを提供していきます。

また、民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティア活動等様々な地域の取り組みを促進し、見守りや支え合い等のネットワーク化を図るとともに、身近な地域の中で健康づくりや介護予防、介護・リハビリテーションまでの一貫したケア体制の構築を目指し、行政と地域住民との協働によるケア体制の構築を図ります。

市民ニーズ

- あいさつ運動等コミュニティの活性化
- 虐待の防止と対応体制の構築
- 地域人材ボランティアの活動促進
- 相互理解と信頼関係に基づく協働関係の構築

施策のポイント

- 虐待の発見、通報等地域の見守り体制の構築
- 地域住民や団体の主体的な福祉活動の促進
- 地域発信型ネットワーク（地域ケア体制）の推進

施策・事業

① 地域ケア会議の推進

- 地域保健・医療・福祉等関係機関との連携調整を図り、困難ケースの情報共有や処遇の検討、ケースにかかわる関係者の統一的対応の確認など、地域ケア会議の機能を活用して推進します。

- 高齢者が介護を必要とする状態になっても、尊厳を持って生活できるように高齢者の権利擁護の取り組みを強化するとともに、認知症高齢者の地域支援体制の構築を目指します。また、これらの体制について、関係機関やインフォーマルな支援者・団体等の地域ネットワークの構築を目指します。
- 従来の地域型在宅介護支援センターが中心になって行ってきた自治会等地域住民や民生委員・児童委員，福祉推進委員，老人クラブ等インフォーマルな支援者・団体等の活動による地域の問題把握や解決のための取り組みなど，これまでの成果を踏まえ，継続した活動になるよう支援します。

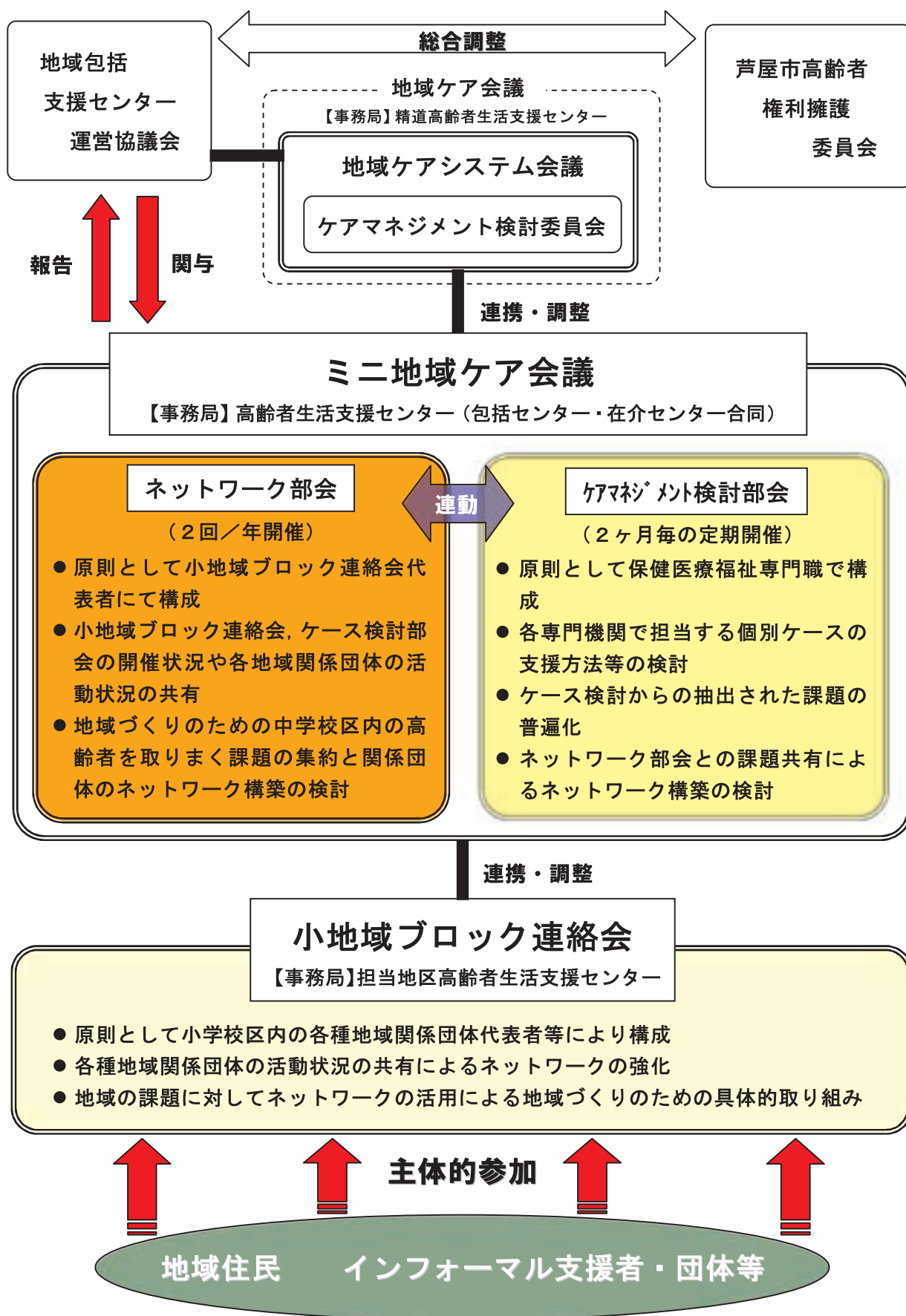
② 保健・医療・福祉の連携

- 総合的な介護予防の推進や高齢者等一人ひとりに適したサービスの提供，継続的・包括的ケアマネジメントを行うため，保健・医療・福祉の連携を強化します。
- 地域住民や地域団体等との連携・協力により，いきいきとした生活を送ることができ，寝たきりをつくらない地域づくりを促進します。

③ 高齢者セーフティネットの整備

- 高齢者等の緊急時の安全確保と不安感の解消を図るため，ひとり暮らし高齢者等世帯に対する緊急通報装置の貸し出し普及を図ります。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心とした高齢者の把握，老人クラブや民生委員・児童委員など，地域住民や地域団体等による声かけや友愛訪問，電話訪問など多様な活動を促進します。また，地域ケア会議において，地域住民とともに地域ネットワーク構築に向けた取り組みを行います。

■ 芦屋市地域発信型ネットワーク（地域ケア体制）



(3) 地域での健康づくりの推進

施策の方向

これまで高齢者や壮年者の健康づくりは、老人保健法に基づき事業を展開してきましたが、今回の介護保険法の改正に伴い、平成18年度からは特に「40歳から64歳の人」を重点的な対象者として事業を展開していきます。

また、「健康日本21」によると、さらに青壮年層に働きかけることが求められています。たとえば、20歳代から30歳代には「骨粗しょう症検診」だけではなく、乳幼児健診受診者の保護者に対しても介護予防の観点から働きかける必要があります。

このようなことも踏まえ、生涯を通じた健康づくりの一環として、健康寿命の延伸と高齢期の生活の質の向上を目指していきます。

特に生活習慣病については、要介護等認定疾患の原因とも大きな関係があることから、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病等の病気の早期発見や早期治療を促進するとともに、市民が地域の関係団体等と一体となって、病気の予防や活動的な85歳を目指した健康づくり活動が効果的に展開できるよう活動を推進します。

市民ニーズ

- 寝たきりや認知症になること、運動不足の不安感
- 健康診査へのニーズが高い
- 老人クラブや自治会等での貯筋体操の実施など、地域での高齢者の閉じこもりの防止
- 集いや生きがいデイサービスを活用して、栄養指導や体操を実施
- 閉じこもりがちな高齢者が気軽に出かけられる野菜や花づくり

施策のポイント

- 要介護等認定の原因疾病である生活習慣病や老化への対応
- 健康診査の内容の充実と活用、健診後のフォロー
- 介護や認知症に対する学習会の開催、介護予防に関する相談機会の充実

① 保健サービスの推進

- 一人ひとりが生活習慣病や老化の予防、高齢期の健康の保持増進と、適切な医療の確保が行えるように、健康診査やがん検診・健康教育の記録に利用する健康手帳の交付を継続実施します。
- 健診受診者と非受診者の生命予後比較から、受診者に死亡リスクは有意に低いというデータに基づき、若年期層、壮年期層に積極的に受診勧奨していきます。また、医療との連携を強化し、健康診査後のフォロー体制の充実を図ります。
- 生活習慣病予防対策に併せ介護予防健診を実施します。また、地域支援事業との連携による高齢者の生活機能低下対策を実施します。
- がんの早期発見・治療のため、市民に対してがん検診の必要性について、啓発を行うとともに、受診率の向上に努めます。
- 健康に対する関心度が高い対象者（健診を受診し、疾病別栄養指導講習会を受講する市民層）だけでなく、健診のみ受診する市民層にも働きかけ、疾病別栄養指導講習会の受講者増を図ります。
- 現在実施している「高脂血症」「高血圧」「耐糖能異常（糖尿病）」の3疾病だけでなく、今最も注目されている「メタボリックシンドローム（重複生活習慣病）」をテーマに掲げ、講習会から運動教室、個別健康教育へと勧奨していきます。
- 健康管理システムの整備を進めるとともに、健診データの有効活用など、一人ひとりの健康課題の明確化と、個人の行動変容を目的とした企画や評価指標について検討します。

② 主体的な健康づくり活動の促進

- 高齢期の生活の質を確保するためには、生涯にわたり健康に関心を持ち、自らが主体的に健康づくりに努めることが重要であることの啓発を進めます。
- 運動や食生活、生活習慣病予防等、健康づくりとの関係についての情報提供を行います。また、地域での健康づくりに関する教室やサークル等の情報提供を行います。
- 老人クラブやゆうゆう倶楽部等の健康づくり活動を支援するため、健康教育の出前講座等を行います。

3 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

(1) 高齢者の権利擁護の推進

施策の方向

高齢者が介護を要する状態になっても、ひとりの人間として誇りを持ち、適切なサービスを選択して、主体的な存在として自分らしく生活できるように、地域包括支援センターと関係機関との連携を図り、福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の利用につなげるなど支援を行います。

高齢者に対する虐待は、身体的なものから心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄など多岐にわたります。このような行為は高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害するものであることから、虐待を早期に発見し、早期に対応する必要があります。

そのため、市民が高齢者虐待に対する関心を高め、地域全体で虐待予防に取り組めるよう、啓発を進めるとともに、虐待の早期発見と適切な対応を図るための支援体制の構築に努めます。

また、身体拘束は、人権擁護の観点で問題があることは勿論のこと、それを受けた高齢者の生活の質を根本から損なうとともに、身体機能の低下や精神的苦痛から認知症を進行させるなど、多くの弊害をもたらします。

そのため、高齢者の人権を尊重し、身体拘束ゼロに向けた質の高い介護サービスの実現を目指した取り組みが行えるように、施設等職員の研修等意識啓発の支援を行います。

市民ニーズ

- 虐待家庭への対応をどうしたらよいかわからない
- 早期発見・介入・支援体制づくり，通報・相談窓口の設置

施策のポイント

- 虐待の早期発見・介入体制づくり，当事者家庭への支援体制づくり
- 通報義務の徹底，相談窓口の周知

施策・事業**① 高齢者の権利擁護対策の推進**

- 判断能力に不安のある高齢者等が、サービスを自分で選んで利用できるように、また、自立した日常生活を営むことができるように、福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度についての普及啓発を進めます。また、将来の認知症に対する不安の解消を図るため、事前に申立てをする任意後見制度についても、市民への周知を図ります。
- 地域包括支援センターにおいて権利擁護に関する相談に応じるとともに、社会福祉協議会との連携を図り、福祉サービス等利用援助事業の利用促進を図ります。

② 高齢者の虐待防止対策の推進

- 高齢者の虐待の防止を進めるため、虐待予防をはじめ早期対応、支援などを行う体制として、司法専門家、医療機関、介護サービス提供事業者、民生委員・児童委員などの関係機関による権利擁護委員会を平成18年度に設置します。

③ 施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組み

- 介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等に対して、身体拘束ゼロに向けた取り組みを推進するよう、職員研修の実施の働きかけを行います。
- 身体拘束の内容やその弊害について、本人や家族に対する理解・啓発を図ります。

■ 芦屋市高齢者権利擁護委員会

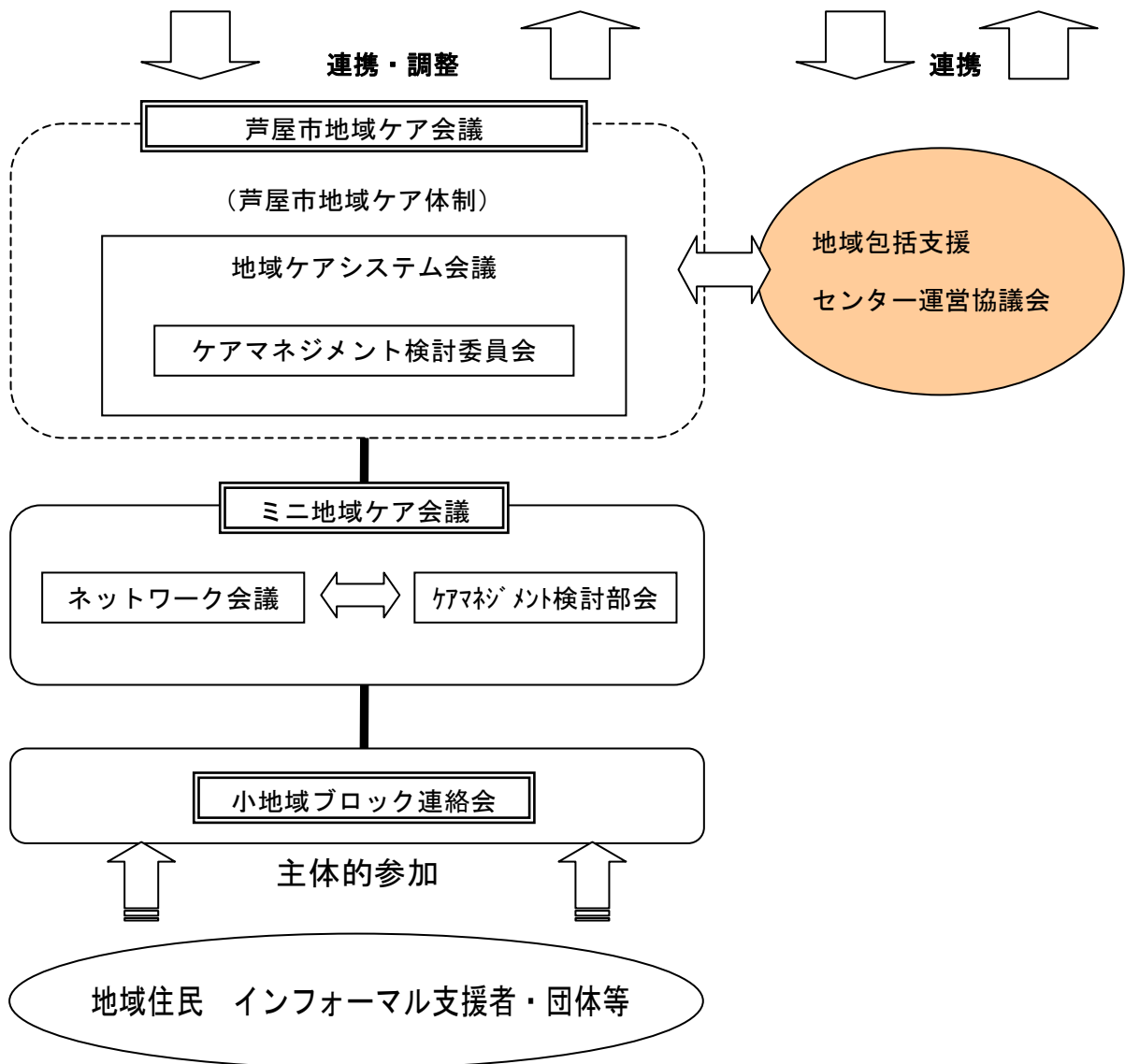
芦屋市高齢者権利擁護委員会

【役割】 高齢者虐待の防止及びその他の権利侵害を受けている高齢者の権利を守るため、法的な手段を用いて利用者の権利を守っていく。

● ガイドラインに基づいて…

虐待事実の確認（立入調査～行政）、入所措置等の支援
危機介入、セーフティネットワーク構築に関する支援

【構成員】 弁護士 医師 学識経験者
社会福祉士 民生委員・児童委員 保健所保健師 等



(2) 認知症高齢者対策の推進

施策の方向

認知症になることへの不安を抱く人は多く、高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加も予測されています。認知症に対する理解不足や世間体などから問題が潜在化し、その予防や悪化の防止は高齢期の生活の質の維持・向上を図る上で重要です。

そのため、認知症に対する正しい理解啓発を行うとともに、認知症の早期発見や早期対応、認知症高齢者に適したサービスの質の向上等、支援体制の確立に努めます。

環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者の特性に配慮し、認知症高齢者が尊厳を保ちながら身近な場所で切れ目のないサービスを継続的に利用できるように、施設整備に際しては地域密着型サービスの促進を図ります。

また、施設においては家庭的な環境のもとでケアを受けることができるように、あるいは、入所者の尊厳ある生活を保障し、一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重した介護が行われるように、個室・ユニットケアの普及を進めます。

市民ニーズ

- 認知症に対する不安を持つ人が多い

施策のポイント

- 認知症高齢者に対する理解啓発
- 認知症高齢者の地域支援体制の構築
- 認知症高齢者のケア対策の推進

施策・事業

① 認知症に関する理解啓発や相談の充実

- 認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見による治療を促進するとともに、認知症予防の生活習慣が身につくように、広報をはじめ健康教育等により、正しい知識の普及啓発を図ります。早期発見については、地域ケア会議において認知症高齢者の早期発見のための目安となる「気付きシート」の作

成に取り組んでいますので、その活用を進めます。

- 地域包括支援センターをはじめ保健センター等認知症に関する相談窓口の充実を図るとともに、かかりつけ医との連携体制の確立に努めます。また、相談職員の資質の向上を図るため、研修を充実します。

② 認知症予防対策の推進

- 認知症の予防を図るため、健康教育などの中に認知症予防を目的とするプログラムの導入に努めます。また、介護予防のスクリーニングで軽度の認知症のリスクがある人に対して、状態の改善を目的とするプログラムの導入に努めます。

③ 認知症高齢者や介護家族に対する支援の充実

- 認知症高齢者が身近な地域でサービスの提供を受け、精神的に安定した生活が送れるように、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの提供を進めます。
- 認知症高齢者を地域全体で見守り、支えていけるように、日常生活圏域ごとの地域の認知症見守りネットワーク（芦屋市の認知症ケアモデルの確立）の確立を図ります。
- 認知症になっても地域で安心して暮らせるように、認知症についての理解を深め、地域での見守りや虐待防止につなげられるように、認知症高齢者見守り事業を新規事業として推進します。
- 振込め詐欺や住宅改修にからむ悪質商法について、被害にあわないよう地域での啓発活動や早期発見に努めます。

4 サービスの質の向上と情報提供

(1) 介護給付適正化に向けた取り組み

施策の方向

制度が浸透するとともに、利用者の増加、事業者の参入等、経過の中で定着してきた感があるものの、給付量の増加は計画値を大きく上回るなかで、今後も右肩上がりの傾向を示しています。

このような背景の下に、提供されるサービス内容の質を高めていくとともに、利用者の選択に資する事業者情報をより正確に提供することにより、利用者本位の介護保険サービスを展開していく必要があります。

一方で、先般、事業者取り消し事件が発生し、不正なサービス提供事例があったことが確認されました。制度の信頼を得ていくためには、当然、不正・不適正なサービスを未然に防止し、発見・指導につないでいくシステムづくりが必要です。

このようなことから、事業者自らが提供サービスの質を高め、利用者に対する情報の公表を推進していくほか、提供サービスの適正さを確保していくために、事業者指導の強化を図っていきます。

市民ニーズ

- 質が高くきめ細かなサービスの提供
- サービスが選択しやすいような情報の提供

施策のポイント

- 不正・不適正なサービスの防止
- 利用者の状態に適したサービス、効果的なサービスの提供

① 事業の広報啓発・公聴

- 事業量が増加し、保険料が高騰するなかで、より一層、市民に対して理解を深めることが保険者の第一次的な責任です。そのため、事業実施の内容について、広報紙・出前講座等を通じて積極的に情報提供していくこと等を通し、市民に対して制度についての理解を求めています。
- サービスの質の向上を図るため、サービス利用者の利用満足度の把握や、事業者に対する意見などをくみ上げる機会の確保など公聴の充実を図ります。

② 事業評価・情報提供の推進

- サービスの質を確保するためには、事業者自らが行う「自己評価」、外部からの評価を受審する「第三者評価」があります。兵庫県では、各種介護保険サービスについて、「第三者評価」の基本方針・評価機関の設置を行っています。本市においては、今後、市内各事業者に対して、「自己評価」「第三者評価」の実施・受審について積極的に推進していくほか、事業者の基本情報の公表（介護サービス情報の公表）を、事業者連絡会を運営するなかで推進していきます。

③ ケアマネジャーへの支援

- ケアマネジャーは介護保険制度の要であり、サービスの利用調整等、利用者と事業者及び関係機関等の橋渡しの役割を担い、その立場は、介護保険法の規定では公平中立をもって対応することとされています。また、利用者のニーズを的確に把握し、自立支援や在宅促進のために必要な介護サービス計画が、介護給付のみならず、インフォーマルなサービスを含め、総合的に作成される必要があります。

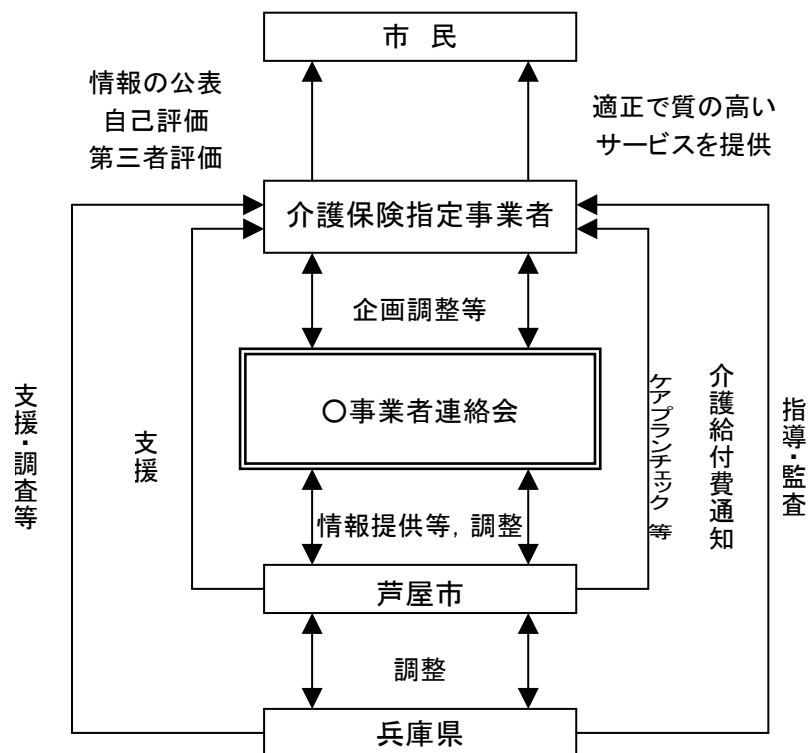
そのためには、市内事業所に所属するケアマネジャーの質の向上を図るとともに、地域のリーダー的役割を担うケアマネジャーを育成することが必要です。「地域包括支援センター」や地域の主任ケアマネジャー及び居宅介護支援

事業者と連携しながら、ケアマネジャー全体に対する研修事業の開催，事業者や関係機関との連絡調整，個別ケースの支援やケースのふり返りなどを実施することにより，ケアマネジャーの支援を図っていきます。

④ 不正・不適正なサービス提供の把握

- 今回の介護保険制度の改正において、「保険者機能の強化」により，事業者に対する立ち入り調査権が付与されました。事業者の請求情報・提供結果の統計情報に基づいて、「介護給付費通知」を利用者に通知するほか，事業者に対する適正なサービスを担保する観点から，事業者に対する指導・調査を積極的に展開していきます。

■苦情対応・サービス利用情報提供体制等のイメージ



(2) 要介護認定の適正化

施策の方向

介護保険制度の改正により、平成18年度から、要介護等認定調査については、基本的に市町村が実施することになりました。

また、新予防給付は、脳血管疾患や心疾患、外傷の急性期で医療サービスを優先すべき人、重度の認知症などの人は対象にならないなど、調査・認定において新たな知識が必要になります。

このような制度の改正に対応し、調査対象者一人ひとりの状態を正確に把握し、公平・公正、正確な認定となるように、調査員をはじめ認定審査会委員に対する研修・指導を行います。

施策のポイント

- 公平・公正な認定
- 新規認定等体制の充実

施策・事業

① 認定調査体制の充実

- 新規認定については、市が直接実施するとともに、調査員一人ひとりが同じ視点に立ち、同様の判断基準で調査が行えるように、研修や指導の充実を図ります。

また、支援や介護を必要とする人が、その状態を的確に調査員に伝えられるように、今後も同席者の積極的な関与を求めるとともに、認知症や障がいのある人などに配慮したコミュニケーションの支援を図ります。

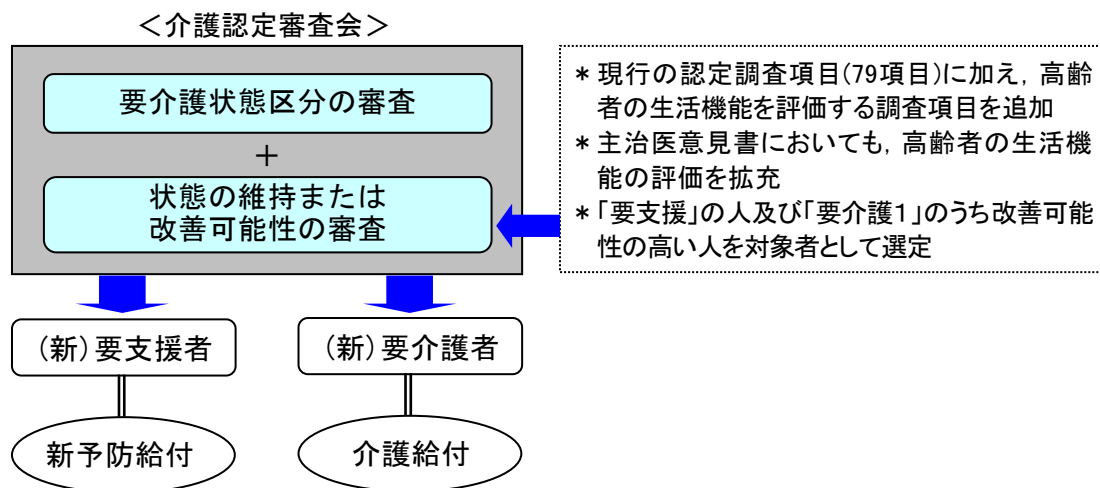
② 介護認定審査体制の充実

- 制度の改正に対応し、公平・公正、正確な認定となるように、介護認定審査会委員の研修の充実を図ります。また、事例検討などを通じて、認定の平準化に努めます。

③ 事務局体制の充実

- 認定業務のスムーズな運営と、公平・公正で正確な介護認定審査会の運営を図るため、事務局体制の充実を図ります。

■介護認定審査会における審査・判定プロセス



(3) 特別給付の実施

施策の方向

本市における短期入所生活介護床の恒常的な満床状態に対する補完的な役割を担うため、平成15年度より「特別給付」として、新たに「緊急一時保護事業」を実施しています。

しかしながら、利用できる提供基盤の確保が十分に進まなかったことにより、利用が伸びなかった状況があります。

本計画においては、提供基盤の整備を進めていくとともに、利用基準や運用方法の見直しや、在宅生活支援の観点から、新たに「ナイトケア」を緊急一時保護事業の中で設定し、在宅介護の促進を図っていきます。

施策のポイント

- サービスの周知とニーズへの対応

施策・事業

- 在宅生活の支援を図るため、緊急一時保護事業として、緊急時の保護事業に加え、新たにナイトケア事業を実施します。

事業名	内容	対象
緊急一時保護事業	自宅での介護	○介助員の自宅派遣、自宅を活用 ○3日を限度
	介護保険施設内での介護	○介護保険対象外施設のベッドを活用 ○30日を限度
	介護保険施設内での介護 (ミドルステイ)	○介護保険施設(短期入所床)を活用
	通所介護での夜間介護 (ナイトケア)	○通所介護に宿泊用ベッドを設置・活用 ○昼間は通所介護(法定給付)で利用

(4) 相談・苦情対応体制の充実

施策の方向

本人や家族介護者が生活や介護に困ったときや将来に対する不安など、介護等相談が気軽にできる窓口を市民の身近なところで設置していくことが必要であり、それらの相談に対して、専門家が現在の状況だけでなく、予後にわたることも踏まえて、より具体的で的確な情報提供を行いながら、スムーズなサービス利用へとつなぐことができる体制が必要です。

また、利用者等が利用サービスについて気軽に苦情の訴えができ、それらの訴えに対して、早期に対応していくとともに、苦情発生の原因を分析することにより、第2次的な苦情発生を未然に防ぐことも必要です。

本市では、今後、相談窓口の明確化とともに、専門的相談機関との役割分担、関係機関との調整等、相談・苦情対応体制の充実を図っていきます。

市民ニーズ

- 気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること
- 緊急時や困った時の連絡先や相談窓口を、わかりやすい方法で知らせてほしい
- 窓口のたらい回しはしてほしくない

施策のポイント

- 相談窓口の明確化と連携
- 窓口対応の充実

施策・事業

① 相談窓口の明確化

- 市民に対して身近な相談窓口として、今回、地域包括支援センターが日常生活圏域ごとに設置されることになりました。住み慣れた地域において在宅生活を維持していくため、専門的な見地から介護等相談を行う窓口の設置について、市民に対して周知していくとともに、これら機関がスムーズな窓口対応ができるよう支援します。

② 苦情への適切な対応

- 苦情相談の窓口の第一は、サービス事業者であり、次に身近な窓口として市町村が運営基準で明確に位置づけられています。本市においても、保険者としての責任、また、市民に身近であるということから、苦情対応の第一次の窓口の役割を果たすよう、体制の強化を図るとともに、相談対応体制の充実を図ります。

③ 地域ケア体制との連携

- 相談・苦情の中には、事業者の対応や利用者の理解不足が原因とするもののほか、地域における社会資源の開発や地域住民のフォロー、事業者間の連携対応によって解決に向かうことも含まれています。平成16年度から「地域ケア会議」の中で、市内の相談・苦情連絡票を統一化し、課題解決に向けた調整を図ってきました。この取り組みについて、引き続き推進していきます。

(5) 低所得者への配慮

施策の方向

介護保険制度の定着に伴い、サービス利用者等の増加により給付費用は年々増大するなかで、介護保険料の上昇は避けられない状況です。

今回の介護保険制度の改正に伴い、低所得者に対する配慮として、保険料段階の現行第2段階を細分化し、負担能力に配慮した保険料率を設定するとともに、6段階以上の設定ができるようになりました。

また、平成17年10月より介護保険施設等の居住費や食費については、保険給付対象外として見直されましたが、低所得者については所得に応じた負担限度額を定め、減額相当分について介護保険から補足給付（特定入所者介護サービス費）を行うこととされました。

これらのことを受け、本市においても、保険料の多段階化をはじめ低所得者への配慮を図っていきます。

施策・事業

① 保険料の減免

- 介護保険法においては、災害等の一時的で大幅な所得の減少については、保険料の減免または猶予が行えることとなっていますが、それに加えて本市では、恒常的な低所得者においても保険料を減免することとしています。今後も他の軽減制度との均衡を図りながら継続していきます。

② 利用料の軽減

- 平成17年10月から介護保険法の改正が一部施行され、介護保険施設等の居住費と食費については、原則、利用者負担になりました。
一方、介護保険施設における居住費及び食費、ショートステイにおける滞在費及び食費については、低所得者において負担限度額を設定し、施設には平均的な費用と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組みとして、補足給付（特定入所者介護サービス費）の制度が設けられました。本市においても同様に補足給付を行い、低所得者の利用料の軽減を行っていきます。
- 補足給付の制度を補てんするものとして、従来から実施されている社会福祉法人等による減免制度については、国において見直しが行われ、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度として拡充が図られました。本市においても同様に見直しを行い、対象者の年収要件を120万円から150万円に引き上げます。
- このほか、高齢者夫婦などで、配偶者がユニット型個室等の施設に入所し、在宅者の生活が困難となる場合の負担軽減や介護保険法の施行前から特別養護老人ホームに入所している人の負担の据え置き、利用料を支払った場合に生活保護の適用となる人についての負担軽減を行っていきます。

5 積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくり

(1) 生きがい対策の推進

施策の方向

高齢者がいきいきと充実した生活を送ることは、介護予防にもつながります。本市では高齢者の学習活動も活発に行われ、アンケート調査からも「学習や教養を高めるための活動」が、今後してみたいことの中で「趣味の活動」や「旅行」に次いで高いものとなっています。

高齢者が家庭や地域、企業等社会の各分野で培った豊かな経験や知識・技能を生かせるように、高齢者の主体的な社会参加を促進するとともに、高齢者の学習意欲に対応した講座等の充実を図ります。

市民ニーズ

- 気軽に集える場がほしい
- 集会所を利用しやすくする
- 地域の中で魅力的なクラブを結成
- 地域人材ボランティアの活用・・・おばあちゃんの知恵袋、昔遊びの伝承、男性の参加促進

施策のポイント

- 多様なニーズへの対応
- 地域リーダーの発掘と育成
- 公民館講座など自主企画への参画促進
- 生涯学習情報等の提供
- 活動の場の確保

施策・事業

① 社会参加・閉じこもり予防の促進

- 在宅で閉じこもりがちの方が、趣味活動や体を動かすことで、生きがいと社会参加を促進し、自立生活の助長を図るため、老人福祉会館や集会所等で各種レクリエーション、健康講座等を実施します。

- 高齢者のグループが教養や文化・趣味・世代間交流等の活動を通して、生きがいの充実と健康の保持増進を図れるように、朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部及び潮見ゆうゆう倶楽部を開放しています。地域での高齢者の趣味活動や社会参加の場として、周知を図ります。

② 自主的な活動の促進

- 会員の生きがいと健康づくりの促進を図るため、芦屋市老人クラブが行う活動を支援します。老人クラブ連合会は、各種研修会を開催しリーダーの育成を行っているほか、友愛訪問、演芸発表会、ニュースポーツ大会、健康づくりのための各種活動に取り組んでいます。単位老人クラブでは、学習や生きがいづくりに関する事業のほか、健康づくり、社会奉仕などの活動を行っています。また、子育て相談や支援、ひとり暮らし高齢者の見守り等、様々な活動を行っています。会員の加入を呼びかけるとともに、自主的な活動の促進を図ります。さらに、若年高齢者の社会参加を促進するため、あしやYO倶楽部の自主的な活動を支援しています。高齢期を質の高い豊かなものにするため、団体間の交流を深めるとともに、リーダーの育成を進めます。
- 高齢者の地域における活動、老人クラブ活動、スポーツ、趣味及び文化活動等の社会参加の機会を促進するため、高齢者優待施設で割引として利用できる証明書を発行します。また、70歳以上の高齢者に対してバス運賃の助成を行います。その他、長寿を祝うため、高齢者のつどいをはじめ、敬老会、100歳市長訪問、高齢者スポーツ大会、敬老祝金を継続実施します。

③ 生涯学習・生涯スポーツの推進

- 高齢者が自己実現を図ることができるように、芦屋川カレッジ及びセカンド・カレッジを推進します。また、高齢者の自主的な学習活動とともに、交流や文化活動の活性化のため、グループ・サークル活動の育成を図ります。さらに、積極的な健康づくりを進めるため、壮年者や高齢者に適した運動・スポーツ等の普及を図るとともに、気軽に参加できるレクリエーション活動の促進を図ります。

④ ボランティア活動の参加促進

- 地域の福祉活動を進める上で、ボランティアグループの果たす役割は大きなものがあります。高齢者の豊かな経験と長年培ってきた専門的な知識や技術が生かせるように、ボランティア活動の参加促進のための啓発活動やボランティア講座の開催を行います。また、生涯学習関連機関や関係課との連携を図り、学習したことの成果を還元するなど、福祉以外のボランティア活動へも参加機会の充実に取り組みます。

(2) 雇用・就労対策の推進

施策の方向

高齢者が家庭や地域、企業等社会の各分野で培った豊かな経験や知識・技能を生かすことは、地域社会に貢献するとともに、健康で働くことを通して生きがいの充実にもつながります。そのため、元気で働く意欲のある高齢者の働く機会の充実を図るとともに、ハローワーク西宮と連携し、求人情報等の提供に努めます。

施策・事業

① 就労支援

- 高齢者の働く意欲に対応できるように、必要な事業の開発に向けて、芦屋市シルバー人材センター等を通じて支援を行います。また、団塊の世代が退職時期を迎える平成19年を目標に、就労機会の拡大に取り組むとともに、技術や技能取得のための講習を実施します。さらに、高齢者の就労機会の確保・充実を図るため、シルバー人材センターに高齢者活游子育て支援事業や軽度生活援助事業等を委託し、継続実施します。

(3) 生活支援

施策の方向

介護や支援を必要とする人が、地域で安心して自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスや介護保険制度に位置づけられた地域支援事業の任意事業以外に、一般施策事業として実施していきます。

施策・事業

① 在宅生活への支援

- 在宅生活への支援について、以下のサービスを実施します。

事業名	内容
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等で日常生活を営む上で注意を要する人に、緊急事態において緊急通報体制の確保や日々の不安の解消を図るため、緊急通報システムを貸与します。
軽度生活援助事業	日常生活援助を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の高齢者が、在宅生活を継続し自立が図れるように、日常生活上の軽易な援助を行います。
日常生活用具給付事業	要援護高齢者の在宅生活の継続を図り、自立を支援するため、電磁調理器・火災報知器・一点杖・リハビリシューズ等の日常生活用具を給付します。
「食」の自立支援事業	ひとり暮らし高齢者等で食生活に支障をきたし援助を必要とする人に対して、健康で自立した生活を送ることができるように、「食」の自立の観点から栄養指導や配食サービスを行います。
自立支援ヘルプ事業	介護保険の保険給付を受けない要援護高齢者のうち、日常生活に支障のある人に対してホームヘルパーを派遣します。

② 寝たきり・認知症の方への支援

- 寝たきりや認知症の方へは、以下のサービスを実施します。

事業名	内容
理(美)容サービス事業	寝たきり高齢者に対して、保健衛生向上のため、理美容師が訪問して理美容サービスを行います。
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝たきり高齢者に対して、保健衛生向上を図るとともに、介護者の負担軽減を行うため、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施します。
要援護高齢者外出支援サービス	要援護高齢者で、交通機関を利用困難な在宅の寝たきり及び認知症高齢者の生活行動範囲の拡大、通院や通所の利便性を高めるため、移送用車両を利用する際の費用の一部を助成します。

③ その他生活支援

- その他の生活支援として、以下のサービスを実施します。

事業名	内容
被災高齢者自立支援事業	南芦屋浜災害復興公営住宅に入居している虚弱なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみを対象に、生きがいを持って安心して暮らせるように、生活援助員が自立を支援します。
高齢世帯生活援助員派遣事業	高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者の生活面または健康面の不安に対応するため、生活援助員を派遣し、安全で快適な生活を送れるように在宅生活を支援します。

(4) 住み替えニーズに対応した住宅整備

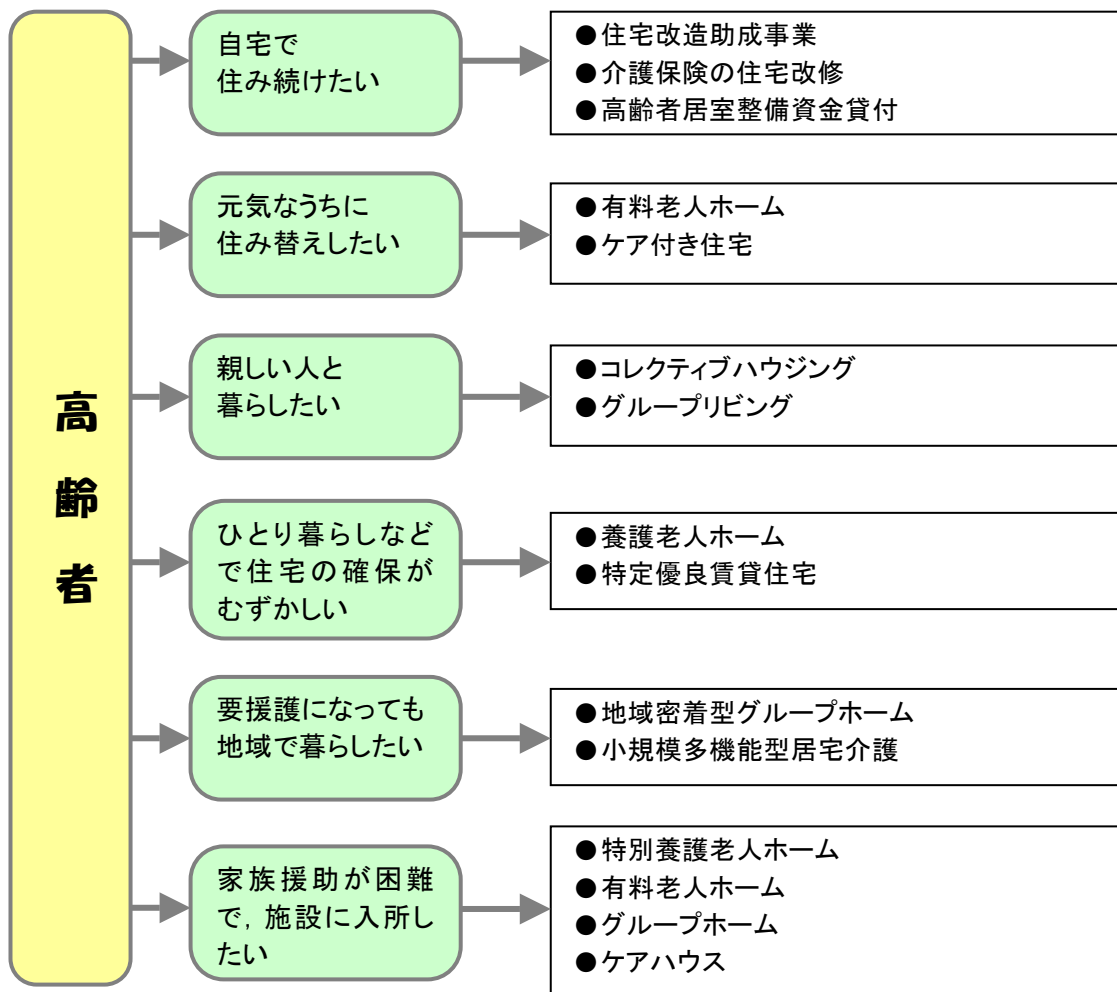
施策の方向

高齢期の心身機能の変化に対応し、自立した生活、介護に配慮した生活を送ることができるよう、住まいづくりの支援を進めます。

また、ひとり暮らし高齢者等が介護を必要とする状態になっても、安心して生活できるように、対応の充実を図ります。

施策・事業

■高齢者等の住み替えニーズ別住宅のタイプ



① 安心のある住まいへの支援

- 介護保険対象者で、身体機能が低下して、日常生活に支障が出てきたために住宅改造が必要になった方に助成を行います。
住宅改造助成事業では、その方に適した改造工事が行われるよう、福祉・医療・建築関係職種 of 専門家で構成する住まいの改良相談員による支援に、平成18年度からは施工業者以外の市が委託する建築士を入れて、より効果的・効率的な助成となるよう調整を図っていきます。
- 高齢者と同居を予定している世帯に、高齢者の居室を整備するために必要な資金の貸付を行います。

② 住み替えニーズに対応した住宅整備

- 高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対応し、安心して地域での生活を継続できるよう、シルバーハウジングやコレクティブハウジング、シニア向け住宅、高齢者向け有料賃貸住宅、ケアハウス、養護老人ホームなどについての情報の提供を行います。
- 心身の機能が低下し、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活したいと願う人が利用できるように、地域密着型の認知症対応グループホームの整備を進めます。
- 施設での生活を希望する人については、有料老人ホームやグループホーム、特別養護老人ホームなどがあり、その情報の提供に努めます。

(5) 安心のある生活環境

施策の方向

ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ等高齢者世帯，認知症高齢者，障がいのある高齢者等が地域で安心して生活できるように，地域団体や住民，関係機関との連携を図り，防犯や防災対策を進めます。

また，振込め詐欺や悪質な住宅改修業者等の被害にあわないように，情報の提供や対応についての啓発，被害の相談等の充実に努めます。

市民ニーズ

- 災害時にも地域の対応がしっかりしていて，安心して暮らせることの希望が多い
- 防犯・防災活動の地域での取り組みが必要

施策のポイント

- 悪質商法等防犯に関する啓発の強化
- 地域との協働による障がいのある高齢者などが安心して避難できる体制の構築
- 自主防犯組織や防災組織の結成及び活動の促進

施策・事業

① 防犯・防災対策の推進

- 高齢者等が詐欺や悪質商法にあわないように，その手口などについて広報や出前講座等を利用して普及します。また，消費生活相談センターと連携を図り，相談の充実に努めます。
- 地域ぐるみで防犯に取り組めるよう，啓発を行うとともに，ひとり暮らし等高齢者世帯に対する友愛訪問や見守り活動の促進を図ります。
- 災害時の安否確認や避難体制等高齢者世帯が安心して暮らせるように，地域での防災体制の整備を促進するとともに，訓練等に高齢者の参加も促進します。